

1 計画の位置づけ

健康増進法第8条による都道府県健康増進計画。県民の健康づくりに関する計画であり、「千葉県保健医療計画」など他の県計画と整合を図る。

2 計画の期間

平成25～34年度までの10年計画。5年目の平成29年度に中間評価を実施。

3 計画の概念

基本理念：県民が健康でこころ豊かに暮らす社会の実現

総合目標：①健康寿命の延伸、②健康格差の実態解明と縮小

施策の方向性（4つの柱）：

- I 個人の生活習慣の改善とそれを支える環境の整備
- II ライフステージに応じた心身機能の維持・向上
- III 生活習慣病の発症予防と重症化防止
- IV つながりを生かし、健康を守り支える環境づくり

評価指標数：114 指標

